別表九⑪の記載要領第１号中「、租税特別措置法施行令」を「、法人が租税特別措置法施行令」に、「若しくは同法」を「又は法人が同法」に、「又は連結法人が所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和２年旧措置法」という。）第68条の105の２第１項若しくは第２項（連結法人の組合事業等による損失がある場合の課税の特例）の規定の適用を受ける場合、法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）第３条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この記載要領において「令和２年旧措置法施行令」という。）第39条の125第13項（連結法人の組合事業等による損失がある場合の課税の特例）に規定する特定組合員若しくは特定受益者に該当する場合若しくは令和２年旧措置法第68条の105の３第１項（連結法人の有限責任事業組合契約による組合事業に係る損失がある場合の課税の特例）の組合員である場合に、租税特別措置法」を「に、同法」に改め、同第11号中「は、法人が」を「は、」に、「若しくは第67条の13第１項」を「又は第67条の13第１項」に改め、「又は連結法人が令和２年旧措置法第68条の105の２第１項若しくは第68条の105の３第１項の規定の適用を受ける場合」を削り、同第13号中「若しくは令和２年旧措置法第68条の105の２第１項」を削り、同第14号中「又は連結事業年度」を削り、「若しくは第39条の32第７項又は令和２年旧措置法施行令第39条の125第10項若しくは第39条の126第７項」を「又は第39条の32第７項」に、「若しくは組合損失超過合計額」を「又は組合損失超過合計額」に改め、「又は連結組合等損失超過合計額（令和２年旧措置法第68条の105の２第３項に規定する連結組合等損失超過合計額をいう。）若しくは連結組合損失超過合計額（令和２年旧措置法第68条の105の３第３項に規定する連結組合損失超過合計額をいう。）」を削り、「（租税特別措置法施行令」を「（同令」に改め、「又は令和２年旧措置法施行令第39条の125第３項第１号」及び「又は令和２年旧措置法施行令第39条の126第２項第１号」を削り、同第15号中「若しくは同令」を「又は同令」に改め、「又は令和２年旧措置法施行令第39条の125第３項第１号イ及びロに掲げる金額の合計額若しくは令和２年旧措置法施行令第39条の126第２項第１号イ及びロに掲げる金額の合計額」を削り、同号②中「又は連結事業年度」を削り、「若しくは第39条の32第３項各号又は令和２年旧措置法施行令第39条の125第４項各号若しくは第39条の126第３項各号」を「又は第39条の32第３項各号」に改め、同第16号中「又は連結事業年度」を削り、同号⑴及び⑵を次のように改める。

⑴　租税特別措置法施行令第39条の31第６項第２号又は第39条の32第３項第２号に規定する適格合併による承継　当該適格合併に係る被合併法人のこれらの規定に規定する適格合併前事業年度の別表九（二）「46の④」の金額

⑵　租税特別措置法施行令第39条の31第６項第３号又は第39条の32第３項第３号に規定する適格分割等による承継　当該適格分割等に係る分割法人、現物出資法人又は現物分配法人の当該適格分割等の日を含む事業年度開始の日の前日を含む事業年度の別表九（二）「46の④」の金額

別表九⑪の記載要領第七号中「若しくは同令」を「又は同令」に改め、「又は令和２年旧措置法施行令第39条の125第３項第３号イ及びロに掲げる金額の合計額若しくは令和２年旧措置法施行令第39条の126第２項第３号イ及びロに掲げる金額の合計額」を削る。

別表十㈠の記載要領第11号中「）若しくは」を「）又は」に改め、「、所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定による改正前の法人税法第61条の12第１項（連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益）又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号。次号において「令和２年改正令」という。）第１条の規定による改正前の法人税法施行令第112条第20項（適格合併等による欠損金の引継ぎ等）」を削り、同第13号中「又は令和２年改正令第３条の規定による改正前の租税特別措置法施行令第36条第７項（沖縄の認定法人の課税の特例）の規定により計算した同条第３項に規定する軽減対象所得金額」を削る。

別表十⑪の表を次のように改める。